

苫小牧市立図書館規則の一部改正（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成31年1月30日 ～ 平成31年2月28日 （30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件 （3項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) 今回この改正を行う理由は。市民ニーズがあったのか。	<p>視聴覚資料を収集し、一般公衆の利用に供することについては、図書館法第3条第1号において図書館が実施に努めなければならない事業となっておりますが、これまで十分な資料購入費がなかったことから、視聴覚資料の収集が進んでおりませんでした。平成26年度に指定管理者制度を導入したことに伴い、資料購入費が増額となり、視聴覚資料の購入が可能となったことを受け、苫小牧市図書館基本計画では基本目標「情報と知識を集積した知の情報拠点としての図書館」の具体的施策として「DVDの購入」を挙げており、26年度から取組を継続しております。このたび、貸出しに供する十分な量がそろったことから、視聴覚資料の館外貸出しを開始するため規則改正を行うものです。</p> <p>また、視聴覚資料の貸出し要望については、中央図書館内設置の意見箱及び中央図書館が行っているサービスアンケート、お客様アンケートのほか、貸出しカウンター等で来館者より直接意見が寄せられており、視聴覚資料の貸出し開始によってさらなる市民ニーズへの対応が可能となるものと考えております。</p>	E

2	1	(原文・整理要約 有・無) 館外貸出用著作権処理されたDVDは高額だと思うが、館内使用著作権処理のDVDと比較してどの程度高額になるのか市民に説明すべきでは。	図書館で購入しておりますDVDにつきましては、館内個人利用著作権と館外貸出用著作権の両方が施されたものとなっておりますので、DVDの購入金額に変更はありません。	E
3	1	(原文・整理要約 有・無) 民間の有料貸出業者と協議、了解済みなのか。	図書館では最新作や人気タイトルを複数巻揃えるといった収集の仕方はせず、貸出についても一人1点に限定しており、民間業者を圧迫する事業内容ではないことから、民間業者との協議については必要ないものと考えております。	E

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。